

# J A出荷用米袋（農家在庫）の扱いについて

## ～ 年産訂正の実施 ～

新潟県農産物検査協会では「年産の訂正は、前年産の未使用袋に限る」としていることから、現在、農家在庫となっている前年産未使用袋を本年産に使用できるよう年産訂正を実施します。

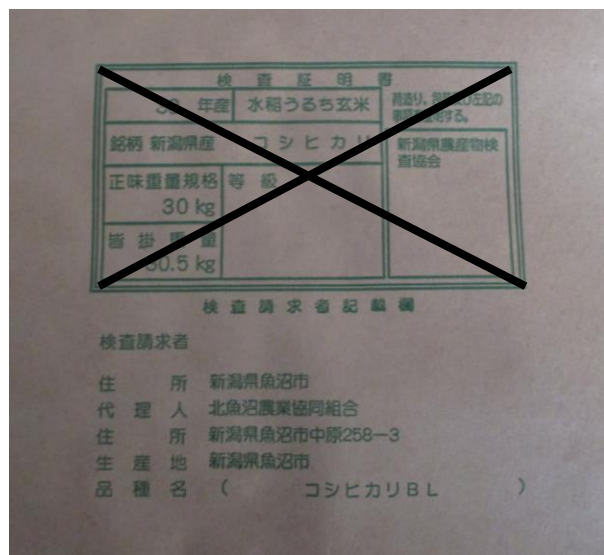
つきましては、希望される方は下記のとおり対応いただきますようお願いいたします。

### 記

1. 対象米袋	前年購入されたJ A出荷用米袋 ※ 汚れや色あせがある場合は、対象外とします。
2. 対応日	令和4年6月末日までに最寄りの営農センターまで ご持参ください。
3. その他	J Aにて年産訂正後、7月末日までにお返しします。

年産訂正を希望せず、当年産のくず米や保有米、縁故米等に活用される場合は、不正流通防止の観点から、下記のとおり検査証明欄に「×」を付した上で、ご活用ください。

**青マジック か 黒マジック を使用。**



抹消せずに流通させた場合、  
農産物検査法違反となり、罰則が科せられます。